

(基礎研究)

若者の労働と安倍政権の雇用政策の検討

京谷 栄二*

Eiji KYOTANI

研究実績の概要

安倍政権の雇用政策については、既に二つの論文で公表しているため、ここでは若者の雇用をめぐる全国と地域の情勢に関する分析結果を叙述する¹⁾。

1. 全国の雇用情勢

2015年度の月間有効求人倍率は平均で1.23倍、前年度比0.12ポイント上昇している。最新の2016年3月の有効求人倍率は1.30倍であり前年同月比0.14ポイント上昇している。リーマンショック後の2009年に0.47倍の最低を記録して以降、2014年には1.0倍を越え、労働市場の状況は回復傾向にある(厚生労働省「一般職業紹介状況」より)。

2016年3月の年齢別完全失業率をみると全体が3.2であるのに対して15～24歳は5.8(男6.2、女5.7)であり、若年層の失業率ももっとも高い。この比率は前年同月比で0.5ポイント減少し、またリーマンショック後の10%余の時期と比べると相当に低くなったが、しかし完全失業者36万人の他に、ニートと呼ばれる若年無業者63万人、フリーター180万人を合わせて考えると、若者をめぐる就労の問題は未だに深刻だといわざるをえない(後二者は15～34歳、内閣府「平成25年版 子ども・若者白書」第2節「若年無業者、フリーター、引きこもり」より)。

このような状況に対して、「勤労青少年福祉法等の一部を改正」し、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(通称「若者雇用促進法」)とすることが2015年9月11日に国会で可決された。この法律は若者の就職実現に向けた取組みを促進するために国、地方公共

団体、事業主等の「関係者の責務の明確化」、「適職選択のための取組促進」、「職業能力の開発・向上及び自立の促進」などを定め、10月1日より諸措置が順次実施される。

2. 上田地域の雇用情勢

上田地域の雇用情勢を、上田公共職業安定所「業務月報」(2016年2月)により概観する。

まず過去2年間の月間有効求人倍率の推移を、全国、長野県内と比較する。2014年2月、15年2月、16年2月の全国の倍率は1.05、1.15、1.28、県内は1.02、1.21、1.31、上田は0.86、1.07、1.27であり、倍率は上昇しているが、前二者と比べて低い。長野県内の地域別の有効求人倍率をみると、北信の長野・篠ノ井・須坂が1.65で最高であり、他の地域が1.30から1.48の間にあるのに対して、上田は1.27で最低である。

上田地域の新規求人数をみると、1,934件であり、前年2月比12.4%の増、うち常用は825件、同比0.4%減、うちパートは655件、同比12.7%増、さらに常用のうち正社員の件数は580件、同比1.2%減で、新規求人数に占める正社員の割合は30.0%で前年同月の34.1%より低下している。すなわち全体として求人数は増加しているが、この増加は非正社員・非常用のパートなどの雇用形態での求人の増加によるものである。パートが全体の求人に占める比率は34.4%であるのに対して正社員の比率は30.0%である。

次に企業側のニーズと求職者のニーズの適合をみるために職業別に新規求人と求職を検討する。求人が多いのは「専門的・技術的職業」165、「サービス

*社会福祉学部教授

の職業」154、「生産工程の職業」138であり、求職が多いのは「事務的職業」137、「運輸・清掃等の職業」111、「生産工程の職業」108である。これらのうち求人が求職を上回っているのが「専門的・技術的職業」(165に対し87)、「サービスの職業」(154対72)、「生産工程の職業」(138対106)、「販売の職業」(76対43)などであり、逆に求職が求人を上回っているのが「事務的職業」(137に対して99)、「運輸・清掃等の職業」(111対61)である。この求職と求人との差をみると、比較的単純な仕事に就きたいという求職者が多いのではあるが、実際にはそのような職種での企業側の需要は少なく、逆に比較的高度な知識と技術を必要とする「専門的・技術的職業」に対する需要が多いことがわかる。

以上の分析を整理すると、上田地域の雇用情勢は好転しているが、県内他地域と比べると良好ではなく、また求人数の増加もパートなどの非正規雇用の増加によるものである。さらに職業別にみると単純労働と比較的高度な知識や技術を要する職業との間で需給の食い違いが起きている。全体としては求人倍率が上昇し雇用情勢が好転する傾向が見られるが、しかしこれらを勘案すると雇用情勢が好転していると単純に結論することはできない。

最後に、地域の実情から若者の雇用状況を考察するために、ブラック企業問題などに対処するために運営されている若者応援宣言企業について検討する。

3. 若者応援宣言企業

厚生労働省は若者に良好な労働条件の職場を提供するために「若者応援宣言企業」という制度を設けている。これは、一定の労務管理体制が整備され、積極的に若者(35歳未満)を採用・育成し、通常より詳細な企業情報・採用情報を公開する企業を、厚生労働省が若者応援宣言企業として認定する制度である。この認定を受けると、企業イメージが向上し、若者の職場定着が期待できる他、ハローワークが実施する就職面接会への参加機会が増えるなどの利点がある。長野県では2015年12月現在で149社が認定を受けている。この若者応援宣言企業の労働条件などの実情を調べるために、著者が指導するゼミナールにおいて質問紙にもとづく聞き取り調査を行った。

調査対象は上田市、東御市、長野市に所在する6

社であり、業種は食料品製造、運輸・鉄道、宿泊業、娯楽サービス、医療・福祉、事業サービス業である。従業員数は100人未満1社、100から300人未満3社、1,000人以上2社である。これらの企業は長野県労働局職業安定部のウェブサイトにも事業所PRシートを掲載し、会社の特徴・事業内容、社内教育・キャリアアップ制度、求める人材・選考基準、新卒者の採用・定着実績、有給休暇の取得状況、所定外労働時間、福利厚生制度などを公表している。このような情報が公開されているのは、求職者が企業を選択する上で有効であるが、しかし聞き取りの結果では実態が公開された情報と異なるものがみられた。例えば有給休暇の取得について、1日から3日と極めて少ないものが半数を占めた。また若者応援宣言企業を申請した理由として、意欲のある若者を採用したい、企業をアピールし理解してもらいたいなど制度の趣旨に沿ったものがある反面、ハローワークから推薦されたので申請したという消極的なものもみられた。

若者応援宣言企業は求職者のための情報公開という点では利点があるが、しかし若者に良好な条件の職場を提供するという点では、まだまだ改善の余地がある。厚生労働省は2015年10月1日に施行された若者雇用促進法にもとづき、新たにユースエール認定企業の制度を設けた。これは「若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度」であり、認定を受けた企業は自社の宣伝に利用できるほか、都道府県労働局やハローワークの助成金の優遇措置を受けたり、日本政策金融公庫による低利融資を受けることができる。2016年3月末時点で全国で24社の中小企業がこの認定を受けている。長野県でもユースエール認定を受ける企業が登場することが望まれる。

注

- 1) 京谷栄二「安倍政権の雇用・労働改革——解雇規制の緩和について——」『長野大学紀要』第37巻第1号、2015年7月。同「一部の労働者を時間外割増賃金の対象から除外する労働基準法の改定(ホワイトカラー・エグゼンプション)」社会政策学会第131回大会、西南学院大学、2015年10月30日—11月1日。